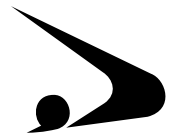


毎週火・金曜日発行



秋田県公報

保安林の指定の解除(一一二一、一一二三・森林土木課)
 都市計画の変更予定及び都市計画の縦覧(一一二四・都市計画課)
 都市計画事業の事業計画の認可(一一二五・平鹿建設事務所)
 公告
 県営土地改良事業の換地処分(鹿角総合農林事務所)
 土地改良区の役員の退任及び就任の届出(仙北総合農林事務所)

告 示

秋田県告示第百十九号
 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
 平成十四年二月二十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

告 示

道路区域の変更(一一一九、一一二〇・道路環境課)
 保安林の指定解除の予定(一一二一・森林土木課)

目 次

一 道路の区域

一般国道	道路の種類		区	間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧				
三百四十二号	B		雄勝郡東成瀬村岩井川字合居五番一地从先から字城下一〇七番地先まで	"	一四・〇〇〇～五六・〇〇〇	二・二九四
	A					

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路環境課
 (二) 期間 平成十四年二月二十六日から同年三月十一日まで

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
 平成十四年二月二十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県告示第百二十号

一 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区	間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)

一般国道		新	旧
		百八号	百八号
		雄勝郡雄勝町秋ノ宮字殿上八番一九地先から字山居野二一番一四地先まで	
		"	
		一一・〇〇〇〇三三・〇〇〇	六・五〇〇二二・〇〇〇
		一一・二〇五	一一・二〇五

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 (二)(一) 場所 建設交通部道路環境課
 期間 平成十四年二月二十六日から同年三月十一日まで

秋田県告示第百二十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第一項の規定により、次の森林について保安林の指定を解除する予定であるので、同法第三十条の二第一項の規定に基づき、告示する。
 平成十四年二月二十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

森 林 の 所 在 場 所		全 面 積		保 安 林 面 積	保 安 林 解 除	指 定 の 目 的	解 除 の 理 由	
南秋田郡	大瀧村	西4丁目	一〇二	一三、九七四	一・三九七四	〇・〇六八九	風害の防備	指定理由の消滅
郡 市	町 村	字	地 番	(平方メートル) 帳 見 込 み (ヘクタール)	見 込 み (ヘクタール)	面 積 見 込 み (ヘクタール)	指 定 の 目 的	解 除 の 理 由

(関係図面は、省略し、林務部森林土木課及び秋田総合農林事務所並びに南秋田郡大瀧村役場に備え置いて縦覧に供する。)

秋田県告示第百二十二号

平成十四年二月二十六日

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、次の森林について保安林の指定を解除する。

秋田県知事 寺 田 典 城

森 林 の 所 在 場 所		全 面 積		保 安 林 面 積	保 安 林 解 除	指 定 の 目 的	解 除 の 理 由	
男鹿市	戸賀浜塩谷	大水沢	一一・〇二〇	一〇、三四〇	一・〇三四〇	〇・〇四一七	土砂の崩壊	道路用地とするた
郡 市	大 字	字	地 番	(平方メートル) 帳 見 込 み (ヘクタール)	見 込 み (ヘクタール)	面 積 見 込 み (ヘクタール)	指 定 の 目 的	解 除 の 理 由

		二二の二	一、二二四	〇・二二四	〇・二二四	〇・〇〇六〇	の防備	め
--	--	------	-------	-------	-------	--------	-----	---

(関係図面は、省略し、林務部森林土木課及び秋田総合農林事務所並びに男鹿市役所に備え置いて縦覧に供する。)

秋田県告示第百二十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、次の森林について保安林の指定を解除する。

平成十四年二月二十六日

秋田県知事 寺田典城

森 林 の 所 在 場 所			全 面 積		保安林面積	保安林解除	指定の目的	解除の理由	
郡 市	大 字	字	地 番	台 帳 (平方メートル)	見 込 み (ヘクタール)	見 込 み (ヘクタール)	面積見込み (ヘクタール)		
男鹿市	戸賀浜塩谷	大水沢岱	四三の三	七、四〇五	四・二二二五	一・八八二六	〇・〇〇一六	土砂の流出 の防備	道路用地とするた め
男鹿市	戸賀戸賀	里道	一六の一	四四、〇四五	四・四〇四五	四・二五九三	〇・〇三六七		

(関係図面は、省略し、林務部森林土木課及び秋田総合農林事務所並びに男鹿市役所に備え置いて縦覧に供する。)

秋田県告示第百二十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項の規定により、都市計画を変更するので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定に基づき、次のとおり公告し、当該都市計画の案を縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成十四年二月二十六日

一 都市計画の種類

道路

秋田県知事 寺田典城

二 都市計画の案の名称

横手都市計画道路(三・三・一)号杉沢八王寺線及び三・四・五号中央線)の変更

三 都市計画を変更する土地の区域

- (一) 三・三・一)号杉沢八王寺線
変更する部分 横手市八幡字石町、字八幡及び字長者町並びに卸町
- (二) 三・四・五)号中央線
変更する部分 横手市二葉町及び本町

四 都市計画の案の縦覧場所

- (一) 秋田市山王四丁目一番一号 建設交通部都市計画課
- (二) 横手市旭川一丁目三番四十一号 平鹿建設事務所用地課
- (三) 横手市中央町八番二号 横手市建設部都市計画課

五 都市計画の案の縦覧期間

平成十四年二月二十六日から同年三月十二日まで

秋田県告示第百二十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。
 平成十四年二月二十六日

一 施行者の名所
 横手市

二 都市計画事業の種類及び名称

平成元年秋田県告示第六百五十四号横手都市計画公園事業六・五・一赤坂運動公園（横手都市計画公園事業五・六・二赤坂総合公園）

三 事業施行期間

平成元年九月十九日から平成十七年三月三十一日まで

四 事業地

(一) 収用の部分

平成元年秋田県告示第六百五十四号、平成二年秋田県告示第五百三十七号並びに平成九年秋田県告示第二百三十三号の事業地の横手市赤坂字富ヶ沢及び字大沼沢を変更する。

(二) 使用の部分

横手市赤坂字富ヶ沢及び字大沼沢

公 告

平成十四年二月十九日県営土地改良事業（小坂地区農地開発事業）の換地処分をしたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定に基づき、公告する。

平成十四年二月二十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、秋田県仙北平野土地改良区から次のとおり役員の変更及び就任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十四年二月二十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 退任理事の住所及び氏名

仙北郡中仙町清水字下黒土千二百三十四番地

高 橋 規 男

仙北郡仙北町払田字真山七番地 越後谷 哲也

千畑町畑屋字室町百五十七番地 大久保 伸一

仙北町堀見内字福嶋百二番地の一角館町白岩字堂野口百番地 大川 丈夫

仙北町堀見内字穴沢七十六番地 相馬 武夫

仙北町長野字下川原百五十番地 草 野 勇二

仙北町高梨字上川原百七十一番地 高 橋 長一郎

中仙町鑑見内字板屋三百四十七番地 佐々木 良司

清水字北大吹六番地 高 橋 東悦郎

千畑町土崎字関根六十七番地 佐々木 輝男

中仙町上鷲野字吉田百二十八番地の二 富 岡 弘

大曲市大曲字下高畑二十六番地の二 高 橋 周作

仙北郡太田町国見字相野百三十番地 小 松 俊雄

六郷町六郷字浮池二十四番地 高 橋 時實

中仙町清水字金鑑二百五十九番地 明 平 叻喊

大曲市福見町十一番二十三号 高 橋 吉司

藤木字乙新藤木百三十二番地 佐 藤 吉友

仙北郡太田町駒場字中村百十一番地 伊 藤 喜由

大曲市花館上町十五番五十号 近 江 久雄

新谷地字小萱場二十九番地 藤 田 勉

仙北郡中仙町豊川字堂ノ前七番地 田 村 榮一

仙南村南町字大橋百十三番地 大 坂 秀雄

大曲市高関上郷字卯時田百三十九番地の一 伊 藤 順

就任理事の住所及び氏名

仙北郡仙南村南町字大橋百十三番地 大 坂 秀雄

仙北町横堀字南福嶋六十八番地 草 野 吉太郎

六郷町六郷字小婦気百二十九番地 高 橋 鉄実

中仙町清水字金鑑二百五十九番地 明 平 叻喊

仙北町板見内字弥兵衛谷地二百三十八番地 原 盛一

堀見内字福嶋百二番地の一 大 川 丈夫

太田町駒場字中村百十一番地 伊 藤 喜由

角館町白岩字堂野口百番地 相 馬 武夫

大曲市大曲字下高畑二十六番地の二 高 橋 周作

仙北郡中仙町清水字北大吹六番地 高 橋 東悦郎

大曲市新谷地字小萱場二十九番地 藤 田 勉

ページ	段	行	誤	正
正 誤				
<p> 平成十四年二月十五日(第千三百四十三号)掲載の秋田県公告(土地改良区の役員 就任の届出) (原稿誤り) 三 下 終わりから 由利郡矢島町土地改良区 本荘市子吉土地改良区 </p> <p> 富岡 弘 伊藤 順 高橋 規 佐々木 五郎 伊藤 稔 佐々木 輝男 佐々木 良司 近江 久雄 佐藤 吉友 大久保 伸一 田村 榮一 高橋 司 高橋 長一郎 信田 勇一 横山 有美 齊藤 久人 田中 昭次郎 藤田 農夫雄 信田 勇一 熊谷 晴司 藤田 農夫雄 横山 有美 田中 昭次郎 </p> <p> 仙北郡中仙町上鷲野字吉田百二十八番地の二 大曲市高関上郷字卯時田百三十九番地の一 仙北郡中仙町清水字下黒土千二百三十四番地 " 仙北町高梨字水里六十五番地一 " 横堀字表木十八番地 " 千畑町土崎字関根六十七番地 " 中仙町鍵見内字板屋三百四十七番地 大曲市花館上町十五番五十号 " 藤木字乙新藤木百三十二番地 仙北郡千畑町畑屋字室町百五十七番地 " 中仙町豊川字堂ノ前七番地 大曲市福見町十一番二十三号 仙北郡中仙町長野字下川原百五十番地 退任監事の住所及び氏名 三 仙北郡中仙町豊岡字谷地三十一番地 " 長野字柳田二十二番地の一 " 仙北町戸地谷字嶋田百五十五番地 " 仙南村上深井字矢矧殿六十一番地 大曲市大曲字小貫二十七番地 就任監事の住所及び氏名 四 仙北郡中仙町豊岡字谷地三十一番地 " 仙北町高梨字上川原百七十一番地 大曲市大曲字小貫二十七番地 仙北郡中仙町長野字柳田二十二番地の一 " 仙南村上深井字矢矧殿六十一番地 </p>				
<p> 平成十三年五月二十五日(第千二百六十九号)掲載の秋田県公告(土地改良区の役 員の退任及び就任の届出) (原稿誤り) 七 下 二 字山神下二十四番地 一 字山神下十七番地一 </p>				

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千五百円

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
 株式会社松原印刷社
 電話(0862)8766 F A X(0863)0005
 E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp
 秋田市山王七丁目五番二十九号
 松原繁雄